第１号様式

共創研究所設置契約書

　国立大学法人東北大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、共創研究所の設置に関し、次の各条及び別紙１によって契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（共創研究所の設置）

第１条　甲及び乙は、甲に、別紙１に規定する共創研究所（以下「本研究所」という。）を設置する。

（共創活動）

第２条　甲及び乙は、別紙１第５欄に規定する共創活動を実施する。

（研究所の設置期間・中止等）

第３条　本研究所の設置期間は、別紙１第３欄に掲げる期間とする。ただし、当該期間は、甲及び乙が協議の上、これを延長することが出来る。

２　甲又は乙は、天災その他共創活動遂行上やむを得ない事由により、本研究所の設置・運営を中止し、又は活動期間を短縮し若しくは延長することができる。この場合、甲又は乙は、中止又は短縮若しくは延長の結果について互いに相手方に対して責めを負わない。

（研究所の構成）

第４条　本研究所は別紙１第４欄に記載の者をもって構成するものとする。甲及び乙は、自己に属する構成員に本契約内容を遵守させなければならない。

（運営総括責任者）

第５条　甲は、別紙１第４欄に記載の自己に属する構成員のうち、乙出身の者１名を運営総括責任者（以下、「総括者」という。）として指名し、本研究所の運営を総括させるものとする。

（運営支援責任者）

第６条　甲は、別紙１第４欄に記載の自己に属する構成員のうち、乙出身の者以外の者１名を運営支援責任者（以下、「支援者」という。）として指名し、本研究所の運営に関して、総括者に対し、助言し、及びその活動を支援させるものとする。

（研究所の総括者・活動成果報告）

第７条　本研究所の運営については、総括者が、支援者と協議の上、これを定める。

２　甲及び乙は、本研究所の運営について必要に応じて会合を開き、共創活動の進捗状況及びその活動成果の報告を行うものとする。

（共創活動費）

第８条　乙は、別紙１第６欄に掲げる直接経費、知的貢献費、間接経費（以下これらをあわせて「共創活動費」という。）を負担する。

２　乙は、共創活動費を、甲の発行する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。振込手数料その他の納付費用は乙の負担とする。

３　乙は、共創活動費を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付日までの日数について年３％の利率で計算した延滞金を納付しなければならない。

４　甲は、共創活動費の経理を行う。乙は、経理書類を閲覧することができる。

５　本契約を完了し又は中止した場合において、乙が納付した共創活動費のうち直接経費の額に不用が生じたときは、乙は甲に不用となった額を返還させることができる。

６　設置期間の延長により共創活動費に不足するおそれが生じた場合には、乙は甲と協議の上、不足する共創活動費を負担するものとする。

（乙の構成員の取扱い）

第９条　甲は、甲の共創活動場所において、別紙１第４欄に掲げる乙の構成員の業務中の労働災害、病気等について、責任を負わない。

２　乙は、乙の構成員に本研究所の設置・運営遂行上、必要となる甲の内部規則を遵守させなければならない。

（施設・設備等）

第１０条　甲は、別紙１第２欄に掲げる甲の施設を、本研究所の設置の用に供するものとする。

２　共創活動費により取得した設備等は、甲に帰属する。

３　乙は、甲の設備の使用を希望するときは、甲にその旨の申し入れを行い、別途必要な契約を締結するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第１１条　共創活動の実施の過程で知的財産権等が生じたときは、その帰属、取扱い等について、別途甲乙協議して決定するものとする。

（秘密の保持）

第１２条　共創活動の実施の過程で相手方から開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報であって次項以下に定める秘密情報を、自己に所属する当該情報を知る必要のある最小限の役員及び従業員以外に開示・漏洩してはならない。

２　「秘密情報」とは、(i)相手方に対して開示された、秘密である旨の表示がなされている資料（書面、電子データを格納した電子媒体等の有体物及び電子メールを含むがこれらに限られない。）に含まれる情報、又は(ii)口頭又はその他前記(i)によらない手段で秘密として指定した上で開示した情報を意味する。但し、前記(ii)の情報については、当該情報の開示後30日以内に、当該情報自体及び当該情報が秘密情報である旨を記載した書面が相手方に提出されなかった場合には、秘密情報から除外されるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを受領者が客観的に立証できる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

一　開示を受ける前に、既に知っていたもの又は保有していたもの。

二　開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの。

三　開示を受けた後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの。

四　第三者から取得した情報で、当該第三者が開示者に対して負う義務に違反することなく開示したもの。

五　独自に開発されたもの。

六　秘密保持義務を負わない旨の事前の書面による承諾を得たもの。

（契約の解約）

第１３条　甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず期間内に是正されないときは、本契約を解約することができる。

一　本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をした場合

二　本契約に違反した場合

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解約することができる。

一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、若しくは特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

二　銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（反社会的勢力の排除）

第１４条　甲及び乙（その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

一　暴力団

二　暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）

三　暴力団準構成員

四　暴力団関係企業

五　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

六　その他前各号に準ずる者

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

３　甲又は乙は、相手方が第１項又は第２項に違反した場合、何らの催告をすることなく本契約を解約することができる。

４　甲又は乙は、前項の規定により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、何らこれを賠償又は補償することを要せず、また、かかる解約により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（有効期間）

第１５条　本契約の有効期間は、第３条に規定する本研究所の設置期間と同一とする。

２　本契約の終了後も、第１条、第４条、第７条、第１０条、第１１条、第１４条第４項及び本条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで、有効に存続するものとし、第１２条の規定は、本契約終了の日から、なお５年間有効に存続するものとする。

（共同研究等の実施）

第１６条　甲及び乙は、共同研究、受託研究その他の研究を実施する場合は、別途必要な契約（以下個別契約）を締結するものとする。

２　前項の規定により締結する個別契約と本契約の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、個別契約の定めが優先する。

（協議）

第１７条　甲及び乙は、本契約に定めのない事項について定める必要があるときは、協議の上これを定める。

　本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保有する。

令和○年○○月○○日

（甲）宮城県仙台市○○○○○○

国立大学法人東北大学

（部局長）　　 ○　○　○　○　印

（乙）住所

○　○　○　○　印

（別紙１）

|  |  |
| --- | --- |
| １．研究所の名称 |  |
| ２．研究所の場所 | （　　　　　㎡） |
| ３．設置期間 | 令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日 まで |
| ４．構成員（注１） | 氏　　　　　名 | 所　属　部　局　・職　名 |
| ◎ 東北　太郎 | 〇〇研究科・特任教授（研究） |
| ○ 大学　次郎 | 〇〇研究科・教授 |
| ■■　■■ | 研究開発本部・主任研究員 |
| 　■■　■■ |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| ５．活動の内容　 |  |
| ６．共創活動費の乙の負担額（消費税額及び地方消費税額を含む） | 直接経費（ａ） | 円 |
| 知的貢献費（ｂ） | 円 |
| 間接経費（ｃ）（注２） | 円 |
| 合 　計（ a + b + c ） | 円 |

（注１）　運営総括責任者には◎、運営支援責任者には○を付してください。

（注２）　間接経費は、直接経費及び知的貢献費の合算額の３０％以上に相当する額を標準とし、千円未満は四捨五入してください。